

公害訪問看護報酬の請求について

公害訪問看護報酬事務につきましては、ご協力をいただきありがとうございます。
公害訪問看護報酬の請求の際には、下記の点をご参照ください。

1．公害訪問看護報酬の算定方法

認定疾病の診療に要した費用のみをご請求ください。

なお、認定疾病以外の訪問看護報酬はお支払いできませんので、公害とは分けて一般の健康保険などにご請求ください。

請求方法

患者の診療内容が記載された『公害訪問看護報酬明細書』を診療月ごとにまとめ、『公害訪問看護報酬請求書』を診療月ごとに添付し、請求してください。

2．請求先

〒110 - 0015

台東区東上野4 - 22 - 8

台東保健所 保健予防課 予防担当（公害）

3．提出期限・支払方法

毎月10日締切り（11日以降のものについては、翌月の処理）

公害診療報酬審査会において審査後、支払金額が確定します。

確定した金額は、提出の翌月10日頃に指定の口座に振込処理いたします。

4．その他

初回ご請求の際には新規届をご記入の上、請求書、明細書と併せてご提出ください。

振込口座に信用金庫、信用組合をご利用の場合は、振込処理できないことがありますので、お手数ですがお問合せください。

新規届の内容に変更がある場合は変更届の提出が必要になります。お手数ですが、書式をダウンロードの上ご提出をお願い致します